贈与契約

無償の財産権移転

贈与は当事者の一方（贈与者）が無償で一定の財産を相手方に与える意志を表示し、相手方（受贈者）がこれを受諾することによって成立する契約です（民法 549 条）。

日常生活において、好意に基づく物品の贈与（いわゆる贈答品など）、夫婦間の贈与や親から子に対する学資援助など親族間の財産移転、社会公共のための寄付などが行われますが、法的にはいずれも贈与契約に基づくものです。

贈与に関する民法の規定は、財産権移転の点のみに着目して、無償の契約として構成していますが、贈与の問題を法的に処理する場合、贈与がなされるに至った当事者間の事情を考慮すべきことがあります。たとえば、夫婦間の贈与と夫婦間の財産分与の関係が問題となるような場合です。

書面によらない贈与は、各当事者はいつでも撤回することができるとされ、ただし履行の終わった部分については撤回することができないとされています（同 550 条）。

動産は引渡があれば履行が終わったことになりますが、不動産は引き渡し又は移転登記のいずれかが済んでいれば履行の終了とされています。

贈与の目的である物または権利に欠陥や不足があっても贈与者は原則として担保責任を負いません（同 551 条）。特定物の贈与では、現状のまま贈与するのが贈与者の通常の意思とみられるうえ、有償行為と同じ責任を負わせるのは妥当でないからです。しかし、贈与者が欠陥や不足を知りながら受贈者に告げなかったときは、贈与者を保護する必要がないので担保責任を負うとされています（同条但書）。

特殊な贈与の類型として定期贈与、負担付贈与、死因贈与があります。

定期贈与は、贈与者が受贈者に対し継続的定期的な給付を約するもので、贈与者又は受贈者の死亡によって効力は消滅します（同 552 条）。

負担付贈与は、受贈者が贈与者に対して対価とまではいえない一定の給付義務を負うもので、贈与者はその負担の限度で売主と同じ担保責任を負うとされます（同 551 条②）。

死因贈与は生前に贈与契約をしておいて、贈与者の死亡の時から効力を発生すると定めるものです。契約（贈与）と単独行為（遺贈）との差はありますが、与える者の死後に効力を生ずる点で経済的作用を共通にするので、その性質に反しない限り遺贈の規定が準用されます（同 554 条）。